

学校生活における合理的配慮について

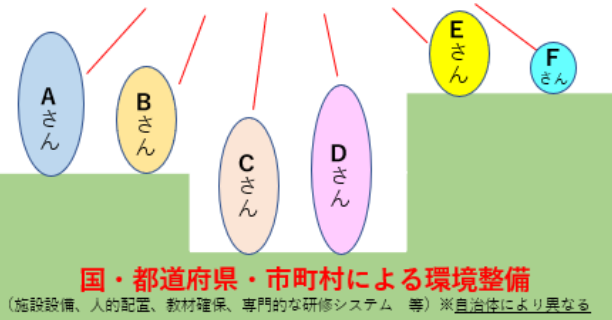
福井県教育委員会

合理的配慮について

「障害者の権利に関する条約」「障害者差別解消法」を受けて、障がいのある児童生徒からの**意思表示**に基づき、公立学校では、その実施が均衡を失したまたは負担が過重でないときには、**基礎的環境**をもとに、**合理的配慮**（必要かつ合理的な配慮）を提供することが**法的義務**となりました。

基礎的環境整備と合理的配慮の関係

設置者・学校による合理的配慮



基礎的環境整備…法令に基づきまたは財政措置により、国や地方公共団体が行う教育環境の整備
合理的配慮…基礎的環境整備の上に、個々の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定

合理的配慮の例



○見通しをもちにくい子
→見て分かりやすい
スケジュールの活用



○読むことが苦手な子
→ICT機器の読み上げ
機能の活用



○集中しづらい子
聞こえにくい子
→座席配置の工夫



○文字を判別しづらい子
→見やすいフォントの使用
拡大印刷

合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、個別に決定されます。



合理的配慮提供の流れ

本人・保護者



家庭内の話し合い
(状況、目標、希望等)

目標、希望等の伝達
情報共有



合理的配慮の享受



家庭内の話し合い
(感想、評価、希望等)

評価、希望等の伝達
情報共有

学校

相談の受付

※各校の特別支援教育コーディネーターや学級担任など

校内支援委員会で協議
(実態・教育的ニーズ把握)

個別のケース会の開催

校内教職員の共通理解
環境整備・準備

校内支援委員会で協議
(実施の様子、評価、見直し)

個別のケース会の開催

合理的配慮の検討・調整

合意形成

※ケース会の内容は、
個別の教育支援計画
に記載し、共有します

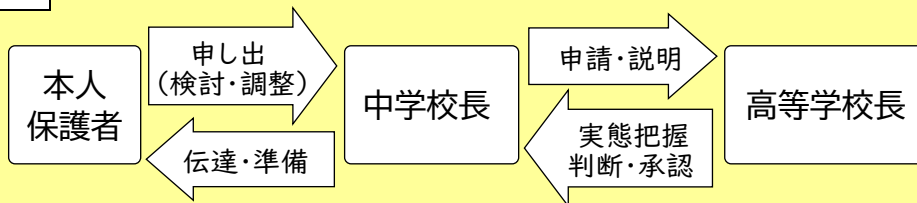
合理的配慮の提供

合理的配慮の評価

調整・変更

合理的配慮の内容や方法は、定期的に個別のケース会を開いて**見直し**を行います
また、必要に応じて、次年度や進路先へ**引継ぎ**ます

参考 県立高等学校入学者選抜試験における受験上の配慮申請手続きの流れ



合理的配慮については
まずは在籍する学校に
ご相談ください



※このリーフレットでは、法令に関する部分のみ「障害」と表記しています。
※ユニバーサルデザインフォントを使用しています。
※読み上げ機能に対応した別データもあります。